

○私立高等学校等に係る東京都の学費負担軽減制度

目的	制度	概要	詳細
授業料の負担軽減	高等学校等就学支援金	国の法律に基づく全国一律の制度で、高等学校等の授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を学校に支払い、生徒の保護者の教育費負担を軽減するものです。	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/s/higaku/hogosha/0000000076.html
	私立高等学校等授業料軽減助成金 (特別奨学金補助)	私立高等学校等に在学する都内在住の生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料の一部を助成する制度です。 ※都が(公財)東京都私学財団に補助し、私学財団の事業として実施しています。	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/s/higaku/hogosha/0000000055.html
	学校の授業料減免制度に対する補助 (★)	授業料等減免制度を持つ学校が、保護者の家計状況又は家計急変の理由により授業料等を減免した場合に、都が学校に対して補助する制度です。 ・家計状況により減免した場合は、減免額の2/3を学校に補助しています。 ・家計急変により減免した場合は、減免額の4/5を学校に補助しています。 令和2年度に実施した減免の補助率を4/5から10/10に拡充します。	※学校における減免制度の有無については、在学校にお問い合わせください。 ※都の運営費補助(私立学校助成)については下記サイトをご参照ください。 https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/s/higaku/jyosei/0000000050.html
授業料以外の負担軽減	私立高等学校等奨学給付金 (★)	私立高等学校等に在学する都内在住の生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料以外にかかる費用を助成する制度です。 ※都が(公財)東京都私学財団に補助し、私学財団の事業として実施しています。	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/s/higaku/hogosha/0000000056.html
学資金の貸付	育英資金事業 (★)	都内在住で、高等学校等に在学する方のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により、修学が困難な方に無利息で奨学金を貸与する制度です。 ※都が(公財)東京都私学財団に補助し、私学財団の事業として実施しています。	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/s/higaku/ikuei/
	私立高等学校等入学支度金貸付	入学支度金貸付制度のある学校に入学する都内在住の生徒の保護者に、入学時に必要な費用のうち25万円を無利息で入学先の学校が貸し出す制度です。 ※貸付を行う学校に対して、(公財)東京都私学財団が無利子で貸付を実施しています。	※学校における貸付制度の有無については、入学予定の学校にお問い合わせください。 ※制度については下記サイトをご参照ください。 https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/s/higaku/hogosha/0000000057.html

(★)：令和2年における家計急変への対応含む